

熱海市伊豆山土石流災害に伴う固定資産税及び都市計画税の減免の臨時特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第2号

熱海市伊豆山土石流災害に伴う固定資産税及び都市計画税の減免の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年7月1日からの大雨による伊豆山土石流災害（以下「土石流災害」という。）により甚大な被害を受けた伊豆山地区において、長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。以下同じ。）が認定されたこと及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定が継続していることにより、当該地区内の固定資産の使用が困難となっていることに対処する必要性に鑑み、当該固定資産を所有する者の税負担を軽減するため、固定資産税及び都市計画税の減免に関し、熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(土石流災害に伴う固定資産税の減免の特例)

第2条 令和4年度分における固定資産税の減免については、次の各号のいずれかに該当する固定資産は、条例第71条第1項に規定する固定資産税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 土石流災害により、長期避難世帯に属する納税義務者が、土石流災害の発生時に居住の用に供するために所有していた固定資産のうち、令和4年度の固定資産税の賦課期日において所有している固定資産
- (2) 土石流災害により、災害対策基本法第63条第1項の規定により設定された警戒区域内に所在する固定資産

2 前項の規定による固定資産税の減免の適用については、条例第71条第2項の規定にかかわらず、市長が職権により行うものとする。

(土石流災害に伴う固定資産税の減免の額)

第3条 前条第1項に規定する固定資産税の減免の額は、当該固定資産に係る税額の全額を免除とする。

(土石流災害に伴う都市計画税の減免)

第4条 条例第157条の規定によって都市計画税を固定資産税と併せて賦課徴収する場合において、市長が第2条の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額と同じ割合によって減免されたものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。